

あなたと多良間村議会をつなぐ



# 村議会だより

CONTENTS

## 9月定例会

- P.2-7 一般質問(6名が登壇)
- P.8 管内視察報告、編集後記

村公式HPでも  
読めます





あさと みきお 議員  
**安里 三喜男**

**問**

**水道料金、住宅使用料、  
村税について**

**答**

**滞納者一覧表を基に  
徴収に努めていく**

**質問**

令和元年度多良間村一般会計歳入歳出決算書、特別会計決算書の資料に添って、当局の現在の取組などについて伺う。決算書は予算の執行状況の結果を数値化したものである。この決算書を精査することで、職員皆さんの1年間の努力や取り組みを評価することができる。その中で、誰が見てももともとと努力が必要だと思われる部分（水道料金、土地改良事業負担金、住宅使用料、村税等）の収納状況について。

事業に関わる維持費、消耗費、修繕費、薬品代などは本来、利用者の水道料金によって賄わなければならない。が、繰入金や繰越金なども利用しながら運営しているのが本村の状況である。しかし、現状は収入未済額、過年度滞納額が年々増加の傾向にあると見られる。その原因はどこにあるのか、今までのような取組をしてきたのか、住民福祉課長に伺う。

**② 農林水産業費の中で土地改良事業負担金の収入未済額の増加。土木使用料の中での住宅使用料、それ多額の滞納額が見られる。現在の滞納状況と今までの取組について土木建設課長に説明を求める。**

**③ 公的なサービスは国と地方で分担して提供している。その費用は国も地方も主に税金で賄っている。**

その中の村民税と固定資産税も過年度分の徴収がほとんど進んでいない。何が原因か、今までのような取組をしてきたのか税務課長に説明を。

**住民福祉課長**

現状は、口座振込と徴収員1人での個別徴収業務をこれまでずっと行っております。滞納額についても平成29年度で滞納者一覧表を整理しまして、徴収ができないという案件があり、不納欠損という処理をした経緯があります。現在は、毎年、現年度に対しても過年度に対してもまだ収入未済額が発生している状況であります。担当とも話し合いをした結果、滞納者一覧表を基に整理しながら一つ一つ滞納者への請求通知、滞納額の徴収に努めていく。

**土木建設課長**

土地改良負担金については昭和60年度から未済額があり、当時の耕作者の変動とか耕作者の未特定等があり、徴収に至っていないのが現状です。取組としては、負担金徴収についての納付通知は発送している。現在の滞納状況（住宅使用料）は、

数名の滞納者がいまして、六月と八月に戸別訪問を行っています。今後は、納付通知の再発送や個別訪問などもこまめに行っていきたいと思っております。

**税務課長**

過年度分普通徴収税に関しましては、現在のところ2.5%、固定資産税で7.9%、軽自動車税で4.3%と低い収納状況になっております。現在、徴収の方法としては、固定資産税に關しましては口座引き落としが納税義務者件数550件に対して200件の手続を取ってもらっております。今後、電話連絡、戸別訪問、催促通知等の発送を行い、また分納に關しましても村民の皆さんと相談しながら「分納という方法もありますよ」ということも説明しながら、取り組んでいきます。





もとむら けんじ  
本村 健次 議員

問

保育時間の改善は

答

案を出し合いながら  
改善を取り組む

### ■保育時間について

多くの保護者から、4時半迎えと  
いうことで非常に生活に影響がある  
という話を伺っている。特に迎えた  
後も仕事に戻るような状況の方も多  
く、それが改善できないかというこ  
とである。

保育所設置条例の中に保育時間を  
午前8時から午後6時までとする  
というふうにしたわれている。今、4  
時半になっている状況だが、この理  
由の説明を求める。

### 住民福祉課長

お答えの前に、この場をおかりし  
て保育時間について、保護者の皆様  
にはご迷惑をおかけしていますこと  
をお詫び申し上げます。

本村議員がおっしゃっていると

り、保育時間は午前8時から午後6  
時までとなっております。ですが、  
村長において必要と認める場合、伸  
縮もしくは変更することができると  
あり、今回、去年から職員が不足し  
ているということで、保育時間を8  
時から午後4時30分までとしており  
ます。

### 質問

職員が不足したら何をすべきか、  
穴埋めはどうするか。それを取り組  
むのが行政じゃないか。  
利用者の皆さんに大きな迷惑をか  
けている状況です。

2月の子ども議会でもあったが、  
その時点では5時までだった。その  
ときの課長の答弁も、新年度からは  
8時から6時までの保育体制ができ  
るように対応したいと思えますとい

うことだったが、5時どころか4時  
半になっている。人事異動してでも  
対応すべきことだと思う。多くの  
保護者の皆さんが仕事に支障をきた  
している。これについて村長の見解  
を伺う。

### 村長

本村議員の話はごもっともであり  
ます。ただ、全体的に資格を持った  
職員が不足している。一方が立てば  
一方が足りなくなる、そういう状況  
で人事異動ができるような範囲じゃ  
ない状況になって、保育士の採用を  
ずっとしていくけれど、なかなかま  
とまらないという現状であります。

### 質問

職員を探すのに苦労しているとい  
うのは分かるが、今の状況から考え  
ると職員の皆さんに少し頑張ってい  
ただいて、残業手当をつけて、そう  
いうことでもしないと保護者への影  
響というのは大きいので、今後考え  
ていくべきではないかと思う。例え  
ば残業でなくても、迎える時間に併  
せてパートの方を二、三時間入れる  
とか、これについてできるのかでき  
ないのか、課長に伺う。

### 住民福祉課長

前任者とか退職された方にも声か  
けをしてはいるんですが、現在補充  
できない状況です。

それで、保育業務だけじゃなくて  
保育業務以外の事務整理等も時間内  
に終わらないということ、残業時  
間が多くて職員に負担がかかっている  
状況であります。残業手当とかい  
うこともおっしゃっています、な  
るべく現場にはそういう手当が行え  
るように、総務課長、村長とも話し合  
いながら、そういう現場には充てて  
いければよいかかと考えておりま  
す。パートとかの案もあります、  
現在1人に当たっているようですの  
で、その辺がまたうまくいければ5  
時までには保育が可能になるかなと思  
います。

### 意見

5時までと言わず6時までできる  
ように保護者の負担の軽減のために  
も早急に取り組んで、元どりの保  
育体制ができるように頑張っていた  
だきたい。



ふくみね つねお 福嶺 常夫 議員

**問**  
除草剤及び防除機の補助を求める

**答**  
取り組んでいく協議を進めながら

■新型コロナウイルスによる村への影響は

村でも新型コロナウイルスの影響による航空便の減便、それから船舶フェリーの減便による村民のこれまでの経済状況、また日常生活にこれまでのような影響を及ぼしているのか。

**村長**

牛の値段が下がっている、観光客の数も落ち込んでいる。仕事関係の人の往来も落ち込んでいる、それから村民の往来も相当落ち込んでいる。コロナとうまく付き合い、対策を取っていく必要があると思います。

■除草剤購入費及び防除機等の補助を求める

多良間村の農地、畑には多様な雑

2万トン以上の生産量をしてきたが、どうして今期は5千トン以上も減少したか、生産上に大きな変化がどうして起きたのか伺う。

**産業経済課長**

県の関係機関からの要因は、梅雨明けが日照不足、3月から5月、生育初期、そして旺盛期の6月、9月にかけては降雨が多かった。その期間の日照不足が県全域になっております。

これは南部、離島、宮古、石垣地域、八重山地域は干ばつがあります。その中で、根の張りが深部まで届かなかったという要因もあるそうです。

前製糖期の収穫遅れ、前期が4月まであり、作業の遅れに伴う管理作業の遅れが発生しているのではないかと思います。

県の機関から要因が挙げられ報告をいただいております。

■ふるさと納税について

今年度も予算5,000万組んでありますが、その状況について伺う。

**税務会計課長**

現在、多良間村では令和2年度8月末現在で136万5,000円のふるさと納税となっております。

現在、2サイトで運営をしていますが、ふるさと納税に関しましてはなかなか厳しい状態でありまして、新規で2サイトを11月1日より増やしまして、広く多良間村をPRしていこうと考えております。

**質問**

返礼品はどういうふうな内容なのか伺う。

**税務会計課長**

現在、多良間村のふるさと納税返礼品につきましては、人気商品として、ノンジュース、ジェラート、やぎ汁たらまピンダ、地場産品としては、そういう形になっております。

**産業経済課長**

除草剤の購入補助については、減除草剤につながるか、今後、初期段階への散布等を実証しながら、サトウキビ生産組合とも協議をしながら、進めてまいりたいと思います。防除機等への購入補助についても、今後協議を進めながら取り組んでまいりたいと思います。

■令和元年度さとうきび生産量について

産業共進会の成績を見たら、長年





とみはら やすのり  
**富原 安則** 議員

### ■宮古製糖と村長の面談について

宮古製糖株式会社多良間製糖工場の使用料問題等々が、議会やるたびに再三質問され、令和2年3月25日、多良間製糖工場使用料2年分として2,557万2,676円の宮古製糖株式会社からの振込みがされており、多良間村から地方自治法に基づき定められた予算措置がされていなければ、会計処理が難しいとのことで、返金処置が取られておりますが、私の前回の質問に対して、

地方自治法上何条になるか質問したが、答えはなかった、しかし、8月11日の定例課長会において、村長から明日の8月12日10時30分から宮古製糖株式会社との面談がある旨の報告があり、そこで、私はあえて質問いたします。面談の内容で、宮糖と

**問**

**宮古製糖との面談は  
どうなったか**

**答**

**宮古製糖として認める事は  
できないとの回答**

多良間村がいい進展があったのか、なかったのか。その進展内容と、また内容によっては今後どのように対応していく予定であるのか、村長に伺う。

**村長**

宮糖との面談についてはその内容を申し上げます、新製糖工場事業費と使用料の補助対象事業費で一括交付金分78億2,136万円、村一括交付金分4億7,622万3,000円、合わせて82億9,758万3,000円。補助対象事業費のうち、村が負担した分が8億7,738万7,000円。そのほかに補助対象外経費として、村が負担した分が1億9,929万円。総合計しますと、新製糖工場建設に要した事業費は総額84億9,687万4,000円

である。宮古製糖の負担、使用料を最大限に少なくするために努力しました。その結果、10億7,667万7,000円から6億8,021万7,000円、これは63.2%減額され3億9,646万円、36.8%まで引き下げることができました。宮古製糖には10億7,667万7,000円から大幅に減額された3億9,646万円を使用料として認めてもらうようお願いしているところです。使用料は20年で支払うことになっており、年間支払額が1,982万3,000円となります。

この答えに対し、宮糖は、我々として

は村が減額に努力されたことに関しては感謝申し上げます。工事が遅れたものを我々が負担するということを株主に説明することはできないし、株主の承認は得られません。ですから、宮古製糖としては認めることはできませんという回答、今後とも協議を続けていくということになっております。

**質問**

多良間製糖工場使用料支払計画書、この内容から変わったのは、減額されたのが、670万80円の弁護

士料が減額されております。これまで弁護士料が入っていたがなぜ修正案の中に弁護士料が修正されたか説明を求めます。

**村長**

弁護士料については、精査をいたしまして、今回の修正案には入れなかったというところであります。

**質問**

要するに結論といたしましては、弁護士料も含めて使用料に工場側に負担させるという今までの案は修正されていますがこれは、村一般財源から出る予算であります。工場側に請求できないということか。

**村長**

弁護士料は既に支払いさ  
れております  
ので、請求に  
は入らないと  
いうことにな  
ります。





とぐち なおかず  
渡口 直和 議員

答

問

## 新型コロナウイルス感染症について 地域振興券、ガイドラインの設定を考え中

### ■事業所及び村民の支援について

第2波の新型コロナウイルスが沖縄本島にとどまらず宮古島でも発生したことにより、当村もまた1か月半ほどの自粛となり、精神的にも経済的にも大打撃だと思えますが、村民及び事業者に対する補償などはないのか伺う。

#### 観光振興課長

今現在は、このような現金給付についてのものは今のところ考えは検討していません。

今後、現金給付というよりも村内において消費を喚起する対策が必要ではないかと思えます。  
色々な事業者が影響を受けていると思いますが、やはり地域の中でま

と考えておりますので、地域振興券という形で、他の市町村でも発行しています。そういった形で事業者支援、そして村民に対しても消費がもっと増えるような、形で支援策を取っていきたいと考えております。  
直接の現金給付というよりも地域振興券の形で地域にお金が回っていったって、消費が活性化するような対策を今検討中でありまして。

### ■島独自のガイドラインの設定を

ウイズコロナ時代、新しい生活様式を取り入れつつ、沖縄県のガイドラインの内容のみならず、島独自のガイドラインを設定して実施するの  
はどうかと考えます。  
例えばイベント等、一周マラソン、

ピンダアース大会など数々のイベントが今後あるのですが、マスクの着用、体調の思わしくない方の参加を控えるなど、国の設定するガイドライン以外に島外の方からの参加はご遠慮いただいた上、島民のみの開催など島独自のガイドラインを設定することで、できることの幅が広がると思います。今後ワクチンが開発され、日本に入ってくる間には第3波、第4波と来ることを踏まえると、今回同様のガイドラインのままでは限界があると思われれますが、今後島の対応及びガイドラインの設定内容はどのようにお考えを伺う。

#### 観光振興課長

色々な厳しいこのガイドラインの中で、八月踊りもそうなのですが、村内のいろいろなイベントが中止になっている状況です。その中で、やはり議員がおっしゃるように村独自のガイドラインも設けて、村内でのイベント開催に向けて取り組んだほうがいいのではないかとこの指摘かと思えます。私もそういったイベントはただ開催できないということだけでなくて、いかにすれば開催していけるかというような観点から

取り組む必要があるかと考えておりますので、本当にこれからそういったガイドラインに持っていけるように、ちよつと皆さんと協議しながら考えていきたいというふうに思っております。

## 中止になっているイベント



八月踊り



ピンダアース大会



たらま島一周マラソン大会



とみやまただし 議員  
豊見山 正

問

賠償金の支払い遅延も  
裁判沙汰の要因

答

行政が許す限りの  
出納期間中に支払った

■判断ミスが重なり損害賠償  
事件に発展した

月島機械(株)からの追加費用請求事件は多良間村ひいては多良間村民が訴えられている重大な事件である。

裁判沙汰となった要因は工場建設を進める上で、当局の重大な判断ミスがあったことを指摘したい。

まず最初の判断ミスは、議会が着手前に当時の建設担当課長仲宗根課長、建設担当の運天宏和氏に、補助金を支出する沖縄県側からの技術者の出向を求めたらどうかという提案に対し、運天氏は、県は幾つもの製糖工場建設を見てきており、多良間の工場建設にも協力していくと言っているから大丈夫として、人的支援は不要との認識を示した。この判断が今回訴えられている工程管理や全体の進捗に大きく影響した。

さらに、9,500万円の債務負担

行為の執行に当たっての判断ミス。議

会は建設工事の中断は避けるべきだと

して、9,500万円の債務負担行為

を認めにもかかわらず、執行部は9,

500万円を年度内に執行せず、年度

繰越しを求めてきた。執行出来たにも

かわらずそれをしなかったため議会

は認めなかった。早めに執行しなかつ

た理由について運天氏は、交渉によつ

てもう少し金額を下げられると思つた

からだと言った。月島機械(株)と多良

間村は損害賠償額を1億円以上とする

合意をしており、1億円以下で安くで

きるのではないかと考えて方は合意

を反故にすることであり信頼を失う。

あと一点の判断ミスは、令和2年2

月20日の臨時議会で、原告側が早期の

支払いを求めていた9,500万円の

支払いに議会は同意したにもかかわら

ず、月島機械(株)が裁判を提起した後に慌てて支払っている。これもまた相手の感情を逆なでするものである。

これらの信義にもとる行為も裁判にまで発展した要因である。支払いを遅らせた理由も含めて村長の答弁を求める。

村長

第1番目の職員の対応については、多良間出身の眞議に、口添えをお願いして、総務部ともお話をしましょうというところまでいきましたけれども、なかなか進まなかった。

1億円以上の支払いを認めるということについては、工事をストップされて、完成が危ぶまれる状況になった。これを認めない限りは工事を再開しませんという、言わば脅しのような、完成を担保に取られたようなことになりました。言い分をのんで完成までこぎ着けましょうというのがいささつである。

最後の支出負担行為については、交渉している段階ですので、支払いぎりぎりまで待つというのが事業者の普通の姿。慌てて支払ったということではなく、行政が許す限りの会計年度出納期間中に支払いしたということである。

意見

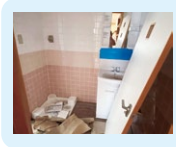
月島機械(株)は2月の末までの早期の支払いを求めていた。確実に支払うべき1億円であるから、これをもって交渉に臨んだほうがいい方向になったのではないかと。もしかしたら裁判までいかなかったかもしれないというのが私の思いである。





1 南原団地 (現状確認)

2月に本体工事が終わり、内装工事を視察してきました。  
工事が進み、9月末には完成予定をしており、10月10日に引き渡しする予定です。  
今後、クロス張り等の工事が行われます。



脱衣洗面所



台所&居間



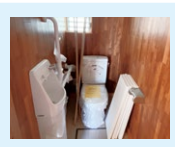
洋間



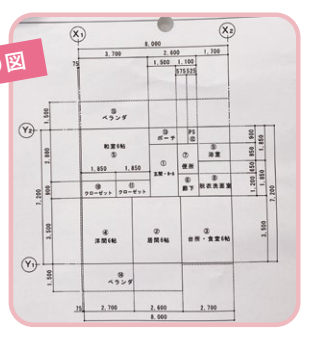
和室



トイレ



間取り図

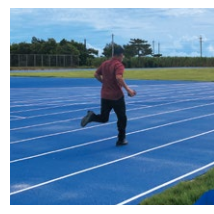


2 多良間中学校グラウンド全天候型改修工事 (現状確認)

【事業の説明】

雨天後のグラウンド環境の悪化による大会の中止等をなくすため、中学校グラウンドを全天候型に改修し、児童生徒や村民の体育環境を改善する。

10月中には全ての工事が終了し、完成予定をしており、11月から使用できる予定です。今後、砲丸・円盤のサークル設置等の外構工事が行われます。



審議結果を  
多良間村公式HPで  
確認できます。



編集後記

議会だより、発行も早  
七年愛読者の皆様方によ  
り良く議会一般質問内容  
が御理解できますよう努  
力して参りました。住民  
の声、意見を行政に届け  
実現するよう声を大にし  
て質問して参りましたが  
行政にご理解、聞き入れ  
ず残念に思います。

我々委員の任期も残  
り半年足らずとなりました。  
今後も残り少ない任  
期であります。議員の責  
任である住民の声、意見  
を行政に届け必ず実現で  
きますよう誠心、誠意力  
強く発言して行く所存で  
ございます。

これからも愛読者の皆  
様方の御意見、声、ご指導  
の程宜しくお願い申し上  
げます。

議会広報委員長  
とみはら やすのり  
富原 安則

